

第3回 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 会議要録

- 1 日時 令和4年7月7日(木) 10時～11時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員(委員長)、廣田委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田村委員、
岩橋委員、襲田委員、河原委員、阿子島委員、関委員、月橋委員
区側：情報公開課長、事務局職員
- 4 傍聴人 3人
- 5 配付資料
 - 【資料1】 第2回検討委員会の論点整理と確認
 - 【資料2】 条例要配慮個人情報について
 - 【資料3】 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例の検討にかかる報告書(案)
 - 【資料4】 練馬区個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較・整理一覧表※
※ 第1回検討委員会資料1の再配付
- 6 会議の概要
 - (1) 前回の論点整理と確認
 - (2) 「条例要配慮個人情報」
 - (3) 報告書(案)

7 発言内容

(以下敬称略)

(委員長)	<p>本日はお忙しいところ、また暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第3回(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局お願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>本日、皆さまの机の上に前回の会議要録(案)を置かせていただいております。</p> <p>会議要録(案)につきましては、皆さまに確認いただいた後、発言者氏名を削除したうえで、ホームページ等で公開させていただきます。</p> <p>修正等ございましたら、7月13日(水)までに事務局へご連絡いただければと存じます。</p> <p>以上、どうぞよろしくお願いたします。</p>
(委員長)	<p>それではこれより、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>はじめに「前回の論点整理と確認」についてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p><【資料1】の説明></p>
(委員長)	<p>ただいま、事務局より資料の説明がありました。</p>

	<p>これより本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員長)	<p>では、私から失礼します。</p> <p>資料中の(2)に「委員会の検討結果」という項目があり、(4)に「区が示す方向性」とありますが、これはほぼ同じことのように思えます。「委員会の検討結果」の理由や関連する事情、背景を「区が示す方向性」の項目で詳しく記載しているという理解で良いのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>その通りです。元々の検討資料の構成では、「区が示す方向性」を最初に記載しております。例えば本日の資料2の構成のような形です。</p>
(委員長)	<p>基本的に「区が示す方向性」は事務局がお書きになられた項目かと思えます。一応、検討委員会としても、それに対して真っ向から反対しているわけではなく、概ね区の示す方向性について理解を示しており、その上で(2)「委員会の検討結果」のような結論が出たという流れになるのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>区で考える方向性をお示ししてから、委員会内で検討結果が出たという流れについては、委員長のおっしゃる通りなのですが、この資料においては、委員会で出た検討結果を先に持ってきているということがございます。</p>
(委員長)	<p>あとは、これはあくまで私の意見で、皆さんの意見もお聞きしたいのですが、資料1を見ると、「現行条例では～だ」とか、「現行条例に基づく～」といった文章があるのに、「現行条例がどうなっているか」の記載が無いように思います。</p> <p>この資料だけを読むとわかりにくいと思ったので、事務局には現行条例の記載も入れた方がいいのではと先ほど申し上げました。事務局としては、「現行条例は基本的に全廃にして、新しい条例を制定する予定なので、全廃予定の現行条例について記載するのはどうか」といった意図があったということでした。</p> <p>しかしながら、現行条例の考え方が議論のたたき台になっているので、できれば簡単にでも記載いただいた方がわかりやすいのではと思いました。</p>
(情報公開課長)	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この後、報告書についても議論いただきますが、この資料も今と同じような体裁で記載しております。</p> <p>報告書の書きぶりは、8月の審議会に諮るときに、その資料だけを見てわかりにくいものにならないように意識して作成する必要があると考えております。</p> <p>今のままだと、前段の資料を見ないと報告書がわかりにくくなっているため、資料を添付するか、報告書の書きぶりについて現行条例と比較ができるようにしたいと思います。</p>

(委員長)	<p>この委員会の委員の方々は、当然資料をお持ちなのでわかると思います が、審議会で最終的に報告するときに、現行条例の記載があった方がいい と思ったので、意見させていただきました。</p> <p>他にご質問はありませんでしょうか。</p>
(各委員)	(挙手なし)
(委員長)	<p>それでは、本件につきましては、よろしいということですので、次の案 件に移ります。</p> <p>(2)「条例要配慮個人情報」についてです。今日はこれが実質的な議論 としては唯一のものですけども、これについて事務局から資料の説明をお 願いします。</p>
(情報公開課長)	<【資料2】の説明>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>改正法には、人権侵害に関することの規定が無いと思います。</p> <p>この問題は今、大きな社会問題にもなっています。例えば、新型コロナ ウイルス感染症感染拡大に伴う感染者や医療従事者の方々への偏見や差 別、教育に関していえば、いじめや児童虐待における子供の人権問題、高 齢者に関して、介護施設における身体的、心理的虐待等の問題が発生し ています。</p> <p>こういった問題に関する個人情報は、非常に配慮が必要な情報だと思っ ています。改正法の中でこういった情報がどのように扱われていくのか素 朴に疑問に感じているのですが、教えていただけますでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>これまでの「要注意個人情報」においても、そういった条例の記載はし てきておりません。</p> <p>国でも、おっしゃっていただいた個人情報は、当然注意が必要な個人情 報だということを理解していると思いますが、改めて法にそこまでの記載 はしていないということでございます。</p> <p>なぜ、それらの情報を要配慮個人情報としないのかにつきましては、私 どもではうまく説明できない部分になるかと思います。申し訳ございませ ん。</p>
(委員長)	<p>個人的な意見ですが、まさに改正法の解釈の問題であり、「社会的身分」 という内容にどこまで盛り込むのかといったこともあると思います。</p> <p>時代によらないで配慮が必要な情報もありますが、その時代、時代によ って変わる配慮の必要な個人情報もあります。</p> <p>国としては、おそらく、その辺を考えていて、社会的身分という広い言 葉で柔軟に解釈をするように委ねている部分があるのかもしれませんが。</p> <p>たしかに、ご指摘のとおり差別の温床になりがちなのがたくさんある と思いますし、それをどうしていくのかは、大変な問題ではあると思いま すが、法律の中では抽象的な社会的身分という表現で表しているというこ</p>

	<p>とかと思います。悪く言えば、お茶を濁しているということかもしれませんが、良く言えば柔軟な対応なのかもしれません。</p> <p>特に、改正法では、要配慮個人情報を法律で決めているわけですが、法律で決めているだけだと、地方の特殊性が反映されない可能性があります。地方の特殊性に応じて、特定の地域で問題になるような差別を助長するような個人情報については、条例で定めてもいいということになっているのが改正法の第60条5項の規定です。</p> <p>要配慮個人情報の規定は2段になっていて、法律で決めている要配慮個人情報と、条例で特に地方の特殊性に応じて定める条例要配慮個人情報という形になっています。</p> <p>今回の事務局の意見は、練馬区固有の要配慮個人情報として条例で定めるべき事項は今のところ見当たらないということです。社会的身分をどう解釈するかの問題はありますが、規定は法律の要配慮個人情報でよいのではないかというご意見かと思います。</p> <p>また、運用に関しては、国が一元的な運用を考えているということが念頭にあると思いますが、法律で決めている要配慮個人情報についても、条例で定める要配慮個人情報についても、法に基づく規律を超えて違うルールを決めてはいけないというルールになっています。</p> <p>こういう決め方がいいか悪いかという議論はまた別にあると思いますが、国の意図としては、地方公共団体によって運用の仕方が違うのはまずいので、一元的にルールを決めて運用していくという考え方なのだと思います。そのため、その部分については法律のスキームにおいて、条例では独自に規定できないことになっています。定義のレベルでは、条例で決める余地はあるけれども、運用に関しては条例では決められないということかと思います。</p> <p>他にご意見はありますか。</p>
(委員)	<p>運用のところで、配慮が必要な個人情報に該当する場合、今までは、法令等に定めがある場合や審議会で承認を得た場合に限り収集可としていたと思いますが、改正法では全く無くなるのでしょうか。</p> <p>また、あまり記憶にありませんが、要注意情報の収集は、審議会への承認案件だったということですが、そういった事例は実際にあったのでしょうか。</p> <p>一括承認基準に該当するというので、審議会に報告があった事例は記憶にありますが、改正法の規定では、1回1回審議会にかけなくても初めから収集でき、漏えいした場合だけ、個人情報保護委員会に報告が必要になるということでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>まず、一括承認基準については区で定めております。制度運用の最初の頃は収集の禁止についてご審議いただいていたようですが、ここ何十年かはこの事項について審議いただいた記録はございません。</p>

	<p>ただし、これはあくまでも条例運用のための一括承認基準でして、法改正後は一括承認基準の考え方は無くなります。</p> <p>改正法では、行政が収集する個人情報については、特に区別なく、法に定める業務等で必要な場合に限って収集できることとなっております。また、利用目的を限定して収集できるということとなっております。</p> <p>そのため、区別なく、行政上必要があれば収集ができるという規定になります。</p>
(委員)	<p>検討結果のところ「今後の社会情勢の変化や区の施策を踏まえつつ、規定の必要性について検討を継続していく必要がある」と記載されていますが、例えば現在のところ、必要な項目として考えていることはありますか。</p>
(情報公開課長)	<p>想定しているというか、他の自治体でも検討されている項目としては、「LGBT」や「DV」についてどう定めるかということです。</p> <p>ただ、改正法には「地域の特性に応じて」という定めがあるので、国が定めている要配慮個人情報以外で練馬区が独自で定められるかという問題があります。</p> <p>今は区として定めませんが、今後そういった動きがあれば、再度検討が必要と考えているところでございます。</p>
(委員)	<p>ありがとうございます。</p> <p>例えば LGBTQ 等の場合には、別の法律とか条例で本人同意がない限り、第三者に情報を提供することはできないといった規定もあります。DV の場合についても、隠れて住んでいる場所の情報を提供してはいけないといった規定があります。</p> <p>いろいろな法律との兼ね合いというのも複雑に絡んでくるかと思いますが、既にご承知いただいているとは思いますが、十分留意していただきたいと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>他制度適用という考え方があり、他の法令等で禁止されていればその規定が優先されますので、今お話しいただいたようなご心配はないものと思います。</p> <p>また、他法についてもしっかりと確認・検討したうえで進めていく必要があると考えています。</p>
(委員長)	<p>要配慮個人情報に、該当する、しないは別にしても、要配慮個人情報も個人情報であることは間違いないので、適正な取得とか不適正な利用の禁止とか個人情報に一般的に適用される条文は当然適用されます。</p> <p>要配慮個人情報にあたる場合に、「個人情報ファイルに明確に記載しないといけない」とか、「漏えい等が生じた場合には個人情報保護委員会への報告を義務付ける」とか、そういった慎重な取り扱いが課されるということでしょうかね。</p>

(委員)	<p>改正法の要配慮個人情報に加わった定義のところで、「医師等により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査等の結果」とありましたが、マイナンバーカードの導入等の影響で、こういった情報が収集しやすくなったことに伴い、入ってきているということでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>この法律自体が、番号法とどっちが先に定められたかは確認しないとわからないのですが、国においては元々こういった情報を要配慮個人情報として定めていたかと思います。</p>
(委員)	<p>教えていただきたいのですが、改正前の現行の個人情報保護法では、要配慮個人情報について、民間企業に関しては第 20 条 2 項で、「本人同意なく取得してはならない」と規定されています。</p> <p>この条文はあくまで民間に適用されて、20 条 2 項のような規定が、行政機関には適用されていないというのが前提ということでしょうか。</p> <p>また、改正前の法律ではどうだったのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。改正前は、地方自治体には適用されない国の行政機関などの個人情報保護法が、通常の個人情報保護法とは別にありましたが、今回の改正法と同じように収集の制限などは規定されておりませんでした。</p>
(委員)	<p>そうすると、国はこれまでも区に対して、収集してもしなくてもどちらでもいいということになっていたのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>今回の改正前までは、地方自治体を規律する法律は存在しませんでした。各自治体は、条例に基づいて個人情報保護を行っていました。</p>
(委員)	<p>そうすると今回の改正は、割と大きな改正になるということですね。現行条例第 9 条は廃止しなければならないという理解で進めていくということでしょうか。</p> <p>そうすると、はっきり申し上げると、行政機関であれば、本人同意も関係なく、要配慮個人情報をフリーハンドで収集することになるということでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>行政機関が、法で定める事務で必要な時に限りという制限は設けているので、フリーハンドということではないと考えています。</p>
(委員)	<p>今ご説明いただいたことは、要配慮個人情報に限ったことではなくて、個人情報一般に関する説明ですかね。</p>
(情報公開課長)	<p>両方ということです。</p>
(委員)	<p>今は要配慮個人情報の議論をしているので、そこに絞らないと意味がないと思います。</p> <p>これまで条例で原則、不当な差別につながるような要配慮個人情報は、例外を除いて、収集を禁止すると定めていたということだと思います。「その規定を無くさざるを得ないということ」がいいかどうかの審議は、しなくていいのでしょうか。</p>

(情報公開課長)	<p>国のガイドライン等では「許容できない」ということになっておりますので、ご意見をいただくことはできますが、議論をすることはできないと考えています。</p>
(委員)	<p>「許容されない」ということはガイドラインに示されていると思います。仮に収集の制限を区が独自に決めてはいけないという立場に立った時に、条例要配慮個人情報と定める理由がわからないのですが、いかがですか。</p> <p>区が独自に定めても、収集自体を区が判断できないということでは、定めても意味がないのではないのでしょうか。ガイドラインの趣旨を整理されているようであれば教えてください。</p>
(事務局)	<p>私共は、ガイドライン等の資料を案の段階では昨年あたりからいただいておりますが、資料を見た第一印象は正直、委員と同じような印象を持ちました。取り扱いをなんら定めることができないので、この条例要配慮個人情報、要配慮個人情報の定義を設けた意義は何だろうかという正直感を感じるところです。</p> <p>とはいえ、こういう法律ができていますので、現時点での区の考えとしては、練馬区の地域の特性等に応じて施策を行うことがあるときに、その施策との整合性が取れるように、条例要配慮個人情報として規定する必要が出てくるのかなと考えております。</p>
(委員)	<p>論点は、ガイドラインの記載に尽きるのだと思います。</p> <p>これまでの条例における「原則収集禁止で、必要に応じて例外を設ける」という形は、私は合理性があると思うのですが、それをしてはいけないとガイドラインに記載していることについて、国に見解を確認できたりするのですか。</p>
(情報公開課長)	<p>質問できる機会はまだまだあると思いますので、改めて見解がもらえるようであれば確認したいと思います。</p> <p>また、今回、資料には記載していませんでしたが、前回の検討委員会の議論の中で行政機関等匿名加工情報についての運用についてご意見をいただきましたが、「条例要配慮個人情報」や「要配慮個人情報」は、行政機関等匿名加工情報にはできないということがありました。</p> <p>制限がかかることの例としては、このこともあげられると思います。</p>
(委員)	<p>ありがとうございます。</p> <p>収集に制限を設けること自体も禁止されるのであれば、条例要配慮個人情報を条例で定めることの意義がどこにあるのかということについて、これまでの条例の考えを無駄にしないためにも、機会があるのであれば、聞いてもらった方がいいのではないかという感想を持ちます。</p>
(委員長)	<p>ガイドラインの法的性質をどう見るかということだと思います。</p> <p>改正法そのものではなく、国が改正法の意味をコメントしているというもので、法的な位置づけが難しいところです。</p>

	<p>ところで、法律家的な考えで、「取得や提供等に関する固有ルールは設けられない」と記載されているので、取得した後の「保有・管理」はルールを設けていいのではとったりするのですが、その余地はあるのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>取得や提供「等」と書いてあるので、独自の運用を考えると、個人情報保護委員会に確認する必要があると思います。</p> <p>ガイドラインも一応、法の解釈的なものと位置づけられているので、これをどう整理するか、気になる点があれば個人情報保護委員会に確認が必要になってくるかと思います。</p>
(委員長)	<p>当然、特に注意をなさいという含みはあると思いますが、具体的にどこがどう違うのかは法文上に明記されていないと解釈は難しいですね。</p> <p>それでは、本件に関しては、事務局から提案のあったとおりの方向性とするということによろしいでしょうか。</p> <p>では、続いて(3)「報告書(案)」についてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p><【資料3】の説明></p>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>開示手数料についてですが、「実費」の捉え方をどうすべきかについては今後、議会等で議論になるのではないかと考えています。</p> <p>改正法の第89条では、「地方公共団体の場合には、実費の範囲内において、条例で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されていますが、現行条例ですと、第31条で「開示等に要する費用は無料とする。ただし、写しの作成や送付に係る費用は請求者の負担とする」と規定されており、「手数料」とは何か、あるいは「実費」とは何かという点で、この改正法と現行条例は果たして整合性があるのかどうか気になっています。</p> <p>私の理解では、手数料は人件費等、いろいろな事務的にかかる費用を含めて捉えますから、その中にはいわゆる「実費」といわれている「複写代・郵送代」も含まれる——そういった費用を含めて「手数料」とする理解はあり得ると思います。</p> <p>そう考えると、練馬区の場合では、そのうちの一部である「複写代・郵送代」をいわば「手数料」として取っていることになるのではと思っています。つまり、現行条例では、「手数料」は取らずに「実費」をとるということにしていますが、改正法との整合的な解釈をしようとするれば、「実費」をとっているということは、「手数料」をとっているという解釈をされる余地があるのではないかと思います。</p> <p>事務局は、その点について、どのように説明をされるのか気になります。第1回検討委員会でも議論がされて、色々な意見があったと思いますが、今申し上げた点について、更に議論を深める必要があるのではないかと</p>

	<p>と思います。</p>
(情報公開課長)	<p>手数料の定義についてですが、まず、国が示す手数料と、区が考えている手数料の考え方の違いがあります。また、複写代とか郵送代等のはっきり金額のわかる明らかな実費の手数料部分と、準備にかかる時間や労力等、職員人件費にかかる実費の手数料部分という考え方ができるかと思います。</p> <p>この部分の定義の違いについては、前回までに口頭で説明しており、実費や手数料という言葉が指すものがわかりにくく曖昧になっていた部分も多いので、考え方を整理したものについて次回お示しできるようにしたいと思います。</p>
(委員長)	<p>「実費」ってわかったような、わからないような言葉ですよ。普通は、複写代と郵送代でしょうか。ただ、実費はそれだけじゃないという考え方もあり得ると思います。当然、人が関わる訳ですから、その人の給料分を時間給等に落として実費と考えるやり方もあると思うので、いろんな考え方があって難しいですよ。</p> <p>条文を読むと、「実費の範囲内において手数料を納めなければならない」とあって、普通は「手数料」の方が「実費」よりも高いと思いますが、「実費」の方が高いみたいな言い方にも読めるので、条文の解釈そのものが非常に難しいと思いました。</p>
(委員)	<p>開示等の決定を 15 日以内としている部分ですが、「請求者からは、可能な限り早期に決定を求められるケースが多い」ということでした。</p> <p>今後、おそらく更にデジタル化が進み、対応の迅速化が可能だと思いますので、可能であれば、更に期限を短縮することが期待できるといった趣旨の内容を入れるのはいかがかなと思いました。</p>
(情報公開課長)	<p>ご意見として加えさせていただきたいと思います。</p>
(委員)	<p>非常によくまとまっていてわかりやすい報告書だと思いました。</p> <p>様々な論点で委員から意見が出ましたが、意見に対して今後具体的に区がどう対応していくのかというところが、今のところ報告書に取り込まれていない点が気になりました。</p> <p>例えば、個人情報の取り扱い事務登録のところ、区民にわかりやすい可視化の方法であるとか、匿名加工情報のところで、引き続き調査研究を行っていくと書いている部分について、どれくらいのスパンで具体的にどのような調査研究を行うのかといったことです。</p> <p>また、審議会の設置についても、「議論を継続する」という結論になっていると思いますが、具体的にどのような議論をしていくのか等、いくつか気になるところがありますので、できれば検討委員会での委員の皆さんの発言を踏まえ、区が具体的に取ることを記載いただければと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>宿題というか、付帯意見等として様々な意見をいただいたところで、検</p>

	<p>討していくと報告書には記載したところです。</p> <p>具体的にいつまでにどういうことをどういった形でお示しできるかは、現在のところ明確に書けないこともあるのですが、どういった書きぶりで報告書に含めるか、8月の保護審の資料でお示しするか等については、引き続き検討させていただければと思います。</p> <p>必ずこの委員会もしくは審議会において説明する機会を設けたいと思います。</p>
(委員長)	<p>難しいところもあるかと思いますが、確かに委員のご指摘のとおり、具体的な方がある程度の見通しが立つわけなので、記載方法を検討していただければと思います。</p>
(委員)	<p>ちょっと強めの意見を申し上げて申し訳ないのですが、また、この委員会の多数意見の委員の方のご意見が検討結果になったことを否定するわけではないのですが、個別検討の各頁に、「当委員会の検討結果」と書かれているのが気になります。</p> <p>元々の検討委員会の進め方として、この方向性はどうかという議題をいただいて、それについて賛成、反対というような意見を申し上げる場がこれまでであったわけです。</p> <p>それを、「当委員会の検討結果」というところで、必ずしもこれに沿っていない別の意見も含めてくくられてしまうと、少数意見が消えてしまうと思います。</p> <p>少数意見を何度か申し上げた立場からすると、「当委員会の検討結果」という書き方は改めていただけないかという割と強い要望をしたいと思います。委員会の設置規程でも多数決で決するという規定はどうやら無いようですので、改めていただけないかと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>委員会では様々なご意見をいただいて、当然、反対意見もいただいています。</p> <p>確かに委員会は、結論を出す場ではないということがあります。審議会にて改めて考え方を整理させていただくことになります。</p> <p>報告書の書きぶりについては、整理をさせていただきます。反対意見ものせていくという書き方もあるかと思いますが、ご納得いただける書きぶりになるかわかりませんが、検討させていただきたいと思います。</p>
(委員長)	<p>たしかに反対意見も多数出ていたので、多数意見とか過半数意見と記載するのがいいですかね。</p>
(委員)	<p>今のお考えですが、私は事務局がおっしゃったような形にまとめて、「多数意見」というような記載にするのがいいのではと思います。</p> <p>というのは、この委員会では多様な意見が出ており、全部を並列して記載してしまうと、どういう方向で決めるのかが不明確で混沌としてしまい、検討委員会の存在理由が薄れてしまうと思います。</p> <p>ですから、いろんな意見を書くことも大事だけれども、多様な意見を聞</p>

	<p>いたうえで、会として多数決をとってきており、一定の方向性を示した方がより建設的だと思うので、当委員会の多数意見として整理するのがいいと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>ご意見を踏まえて、委員長と相談させていただければと思います。</p>
(委員長)	<p>参加していない審議会の委員の方から質問等があった時には、全員一致ではない場合にきちんと説明できないといけないと思います。</p> <p>委員会の決の取り方について規程が無いということについては、確かに過半数で決議した場合にそれが委員会の意見になるという規定はないですね。ですので、この委員会というのは、どちらかというとなんな意見を聞く会といった位置づけなのだと思います。</p> <p>意図的にそういう規程を設けなかったのか、当然のことだから規定しなかったのかはわかりませんが、過半数の意見として、一つの意見を決めないといけないということは規程にはないことは事実なので、当委員会の検討結果という言い方でない方が、規程には忠実なのかなという風に思いました。</p> <p>他に何かご意見ご質問ありませんでしょうか。それでは、本件に関しては、事務局から提案のあった「報告書(案)」のとおり、当委員会の検討結果をまとめていくということによろしいでしょうか。それでは、次の案件に移ります。</p> <p>その他についてです。事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p><【資料4】の説明></p>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>特に着目しているのが、「監督・監視」に関する条項でございまして、基本的に改正法は、個人情報保護委員会の監督、監視下に入ることだと思います。</p> <p>しかし、地方自治体や民間の全てを監督、監視できるほど、この委員会は大い組織ではないと思います。各自自治体が自らきちんと保護法等の規程を守っているのか、守らないという懸念は無いのかということが気になっており、自治体自ら監督、監視する必要があると思います。</p> <p>内部監査等の考え方で、「スリーラインモデル」というものがあります。実際に事務を執行する部門と、それを監督する部門、もう一つ上の内部監査部門といったような3つのラインで相互牽制をしながら仕事を進めるというものです。</p> <p>現行条例が無くなったときに、区はどうやって自らを監督、監視するのかについて、次回で構いませんので教えていただければと思います。</p>
(情報公開課長)	<p>まさにそういったご意見をいただきましたところでございます。</p> <p>こういった記載だけど、どうしていくべきなのか皆さんにどうお示しし</p>

	<p>ていけるかは検討しているところでございますので、次回ご報告できるようにしたいと思います。</p> <p>今のところ、施行条例では定めないけれども、規則や運用等の別の規程でそういったところを明確にしていこうと考えているところです。</p>
(委員長)	<p>確認したいのですが、法律上は、個人情報保護委員会が監督機関として存在すると思います。しかしながら、日常的に誰かが個人情報の保護の実態を監督するわけではなく、定期的に個人情報保護委員会に報告する等して、監督をしていただくことになると思います。</p> <p>今、委員がおっしゃったのは多分、日常的な内部的な監督、監視システムをどう考えているのかだと思うので、それについて考え方の大枠は現在あるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>内部での規律、監査等については、現条例の基においても、情報セキュリティの面、個人情報の取り扱いの面については、内規を定めて運用しております。</p> <p>個人情報の保護やデータ流通に影響を与えない自治体内部の規程については、改正法施行後も、もちろん定めるべきであるし、定めて差支えないということになっております。これは、改正法第 66 条の安全管理措置の一環として、地方自治体が自らやるべきこととなっております。</p> <p>内規の部分は、現状行っている運用を、条例と違って全て全廃にする必要はなく、基本的には今のものをそのまま使いつつ、改正を行う予定です。次回、全体的なイメージをお示しできるようにしたいと思っております。</p>
(委員長)	<p>今の回答を補足しますと、改正法第 66 条に「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適正な処置を講じなければならない」という規程があるので、この規定を踏まえて条例を整備するということですね。</p>
(事務局)	<p>自治体内部のみの規程なので、条例というレベルではなくて内規になるかと思います。</p>
(委員長)	<p>正確でなくて失礼しました。条例で定めなければいけないとは書いてなくて、措置を定めなければならぬとなっているので、条例では多分無いが、ルールを決めるということですね。</p> <p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
(委員)	<p>電算結合のところ、今までは審議会で確認していましたが、今後は審議事項とできなくなり、漏えい等の事故が発生した場合のみ個人情報保護委員会に報告義務があるというだけという理解でよかったですでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>審議会の設置のところ議論があった部分ですが、電算結合については、改正法で特段定めがなく、条例で定めることもできないので、これについては区の責務で電算結合を行っていくこととなります。</p> <p>ただし、結合の状況等については定期的に報告をさせていただく予定です。</p>

	す。
(委員長)	審議会の意見はもちろん聞けないということですが、電算結合をする際の留意点やセキュリティをどうするか等のルールは残して運用していくわけですね。
(情報公開課長)	今までも電算結合に関しては、庁内での検討会議が開催される等、情報政策課を中心とした部署で安全管理の確認をとってから審議会に諮問をしていました。 この仕組み自体は変わらないですし、審議会が無くなった後の確認の流れについては、今後みなさんにご説明していきたいと考えています。
(委員長)	本日の議事は以上です。 事務局より連絡事項があるとのことですので、事務局お願いします。
(情報公開課長)	事務局より連絡です。 次回の予定でございます。 次回は7月28日午前10時からとなります。 会場は本日と同じ庁議室になります。 事務局からは以上です。
(委員長)	以上で、本日の委員会を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。